

## 「生体電磁環境に関する検討会第一次報告書（案）に対する意見募集」（平成 27 年 4 月 30 日報道発表）の結果等について

### 1. 意見募集結果

平成 27 年 4 月 30 日から平成 27 年 6 月 3 日まで意見募集を行った結果、12 件の意見が提出された。提出された意見及びそれらに対する考え方（案）は別紙の通り。

### 2. 報告書案の変更点

下記の点については、表記の修正が必要と考えられる。

該当箇所	旧	新	(修正理由)
報告書全体	西暦 (e. g. 2015 年) 和暦 (e. g. 平成 27 年)	和暦 (西暦) (e. g. 平成 27 年(2015 年))	表記の統一
2.3. 各国（地域）の電波防護規制のまとめ 脚注 33 (14 頁)	平成 26 年 3 月末現在、ベルギー連邦政府及び 3 地域政府、スイス、イタリア、ギリシャ、クロアチア、 <u>スウェーデン</u> 等	平成 26 年 3 月末現在、ベルギー連邦政府及び 3 地域政府、スイス、イタリア、ギリシャ、クロアチア等	スウェーデンには携帯電話基地局や放送局に対する規制には用心のための原則の適用は無く、規制値は ICNIRP ガイドラインに準拠しているため。(出典：平成 25 年度電波防護に関する国外の基準・規制動向調査報告書 (総務省))
3.1.1 現状分析における留意点 (16-17 頁)	<u>RF 電磁界</u> (本文中全 5 箇所)	<u>電磁界</u> (本文中全 5 箇所)	「3.1.2. RF 電磁界」だけでなく、「3.1.3. 中間周波数帯電磁界」や「3.1.4. テラヘルツ帯電磁界」にも係る記述であるため
3.1.2. (4) 電磁過敏症 (20 頁)	これまでのヒトを対象とした <u>観測的研究</u> の結果から、因果関係を示す確かな科学的証拠は発見されていない。	これまでのヒトを対象とした <u>観察研究</u> の結果から、因果関係を示す確かな科学的証拠は発見されていない。	表記の統一

3.1.4. テラヘルツ (THz) 電磁界の健康影響 (21 頁)	強い <u>パワー</u> (本文中全 2 箇所)	強い <u>入射電力密度</u> (本文中全 2 箇所)	指示内容の明確化
3.1.5. 複合ばく露の健康影響 (22 頁)	異なる周波数領域の電磁界の同時ばく露に関しては、近年のほとんどの研究において、影響がない旨の結果が報告されている。現時点であらゆる組合せの評価を行うための十分な情報を得ているとはいえないが、少なくとも累積強度で国際ガイドラインが示す指針値よりも低い電磁環境においては、相乗的な効果が見られることはない。	異なる周波数領域の電磁界の同時ばく露に関しては、近年のほとんどの研究において、影響がない旨の結果が報告されている。現時点であらゆる組合せの評価を行うための十分な情報を得ているとはいえないが、少なくとも <u>各周波数の</u> 累積強度で国際ガイドラインが示す指針値よりも低い電磁環境においては、相乗的な効果が見られることはない。	ここでは各周波数の累積強度を示していることを明確にした
4.1. 長期的影響の可能性に関するリスクの評価 (26 頁)	また、中間周波数帯や超高周波数帯については、これまでの研究データの蓄積が必ずしも十分ではない点も認められる。そのため、引き続き研究が推進され、その研究結果に基づいたリスク評価を今後行うことが望まれる。	また、中間周波数帯や超高周波数帯 <u>(ミリ波帯、テラヘルツ帯等)</u> については、これまでの研究データの蓄積が必ずしも十分ではない点も認められる。そのため、引き続き研究が推進され、その研究結果に基づいたリスク評価を今後行うことが望まれる。	初出のため定義を加筆
4.2. 「用心のための取組」に関する考え方 (29 頁)	以上より、本検討会としては、 <u>電磁界</u> ばく露に関するリスク管理においては、現時点で、「用心のための原則」を適用すべき状況ではないと判断する。 なお、「慎重なる回避」の採用につ	以上より、本検討会としては、 <u>電波</u> ばく露に関するリスク管理においては、現時点で、「用心のための原則」を適用すべき状況ではないと判断する。 なお、「慎重なる回避」の採用につ	表記の統一

	いては、リスク低減の確実性に欠ける対策ではあるが、 <u>電磁界</u> ばく露量を低減するための方策として実施することは可能である。	いては、リスク低減の確実性に欠ける対策ではあるが、 <u>電波</u> ばく露量を低減するための方策として実施することは可能である。	
5.4. 新たな ICT 機器への対応 (35 頁)	近年、ワイヤレス電力伝送 (WPT)、ウェアラブル機器など、新たな形態の電波利用機器が開発されつつある。また、これまではあまり利用されていなかった周波数帯 (中間周波数帯や超高周波数帯 (ミリ波、テラヘルツ波等)) においても、その利用に向けた開発が進められている。	近年、ワイヤレス電力伝送 (WPT)、ウェアラブル機器など、新たな形態の電波利用機器が開発されつつある。また、これまではあまり利用されていなかった周波数帯 (中間周波数帯や超高周波数帯 (削除)) においても、その利用に向けた開発が進められている。	初出時に定義を記載済みなので削除
5.4. (1) 中間周波数帯を利用する機器 (ワイヤレス電力伝送等) (35-36 頁)	電波防護指針における局所吸収指針は、適用下限周波数が 100kHz であるため、 <u>100kHz 以下</u> の周波数帯における WPT 機器が人体に近接して使用される場合、局所吸収指針を適用した評価を行うことができない。 (中略) また、改定された電波防護指針は、中間周波数帯においても科学的根拠に基づいた指針値が設定されているものであるが、その検証に用いられた研究の質及び量は、他の周波数帯と比較すれば <u>少ない</u> のが現状である。	電波防護指針における局所吸収指針は、適用下限周波数が 100kHz であるため、 <u>100kHz 未満</u> の周波数帯における WPT 機器が人体に近接して使用される場合、局所吸収指針を適用した評価を行うことができない。 (中略) また、改定された電波防護指針は、中間周波数帯においても科学的根拠に基づいた指針値が設定されているものであるが、その検証に用いられた研究の質及び量は、他の周波数帯と比較すれば <u>必ずしも十分ではない</u> のが現状である。	局所吸収指針は 100kHz 以上から適用されるため。  「質」に対しては「少ない」という表現は適当でないため。
5.4. (2) <u>高周波</u> 数帯を利用	(2) <u>高周波</u> 数帯を利用する機器	(2) <u>高い周波数</u> 帯を利用する機器	ICNIRP ガイドラインに関する記述にお

用する機器 (36 頁)		器	いては、100kHz 以上を「高周波数帯」と表現しているため、表現の差別化を図った。
5.5. 今後取り組むべき研究課題 (37 頁)	<p><u>電磁界</u> のばく露に関する情報は、疫学的研究の検証だけでなく、電波の健康影響に関する国民の正確な理解の増進にも寄与するものである。今後、電波利用機器の数、種類がますます増加し、<u>電磁界</u> のばく露に関する状況がますます複雑化する中、正確なばく露量を把握することはますます困難となることが想定される。</p>	<p><u>電波</u> のばく露に関する情報は、疫学的研究の検証だけでなく、電波の健康影響に関する国民の正確な理解の増進にも寄与するものである。今後、電波利用機器の数、種類がますます増加し、<u>電波</u> のばく露に関する状況がますます複雑化する中、正確なばく露量を把握することはますます困難となることが想定される。</p>	表記の統一

※その他誤植を修正。

**提出された意見及びそれらに対する考え方**

No	提出された意見	意見に対する考え方（案）
1	<p>患者がいる限り電磁波過敏症は新しい症状として事実認定すべきと提言する。科学的根拠とは過去の知識と照合するものであり新しい現象の認定は不可能である。私見であるが電磁波過敏症はコンピュータの出現によって強力なデジタル変調信号が飛び交うようになって現れた障害だと考える。昔の AM/FM 変調のラジオやテレビだけだったアナログ時代には電磁波過敏症は無かったことから、コンピュータ機器どうしのクロストーク問題だと推測する。デジタル変調の信号が2つ並べられると信号干渉が起こり誤動作を引き起こすというものであり人間の神経回路には誤り修正機能などが備わっていないため干渉された信号が脳に伝わって症状が出ると推測する。なお最新の携帯電話がペースメーカーに影響を及ぼしにくくなったのは、干渉の度合いが少なくなったからだと考えます。（技術伝承ドットコム）</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>「電磁過敏症」についての検討会の現時点の考え方は、第一次報告書（案）に記載の通りであり、現時点のリスク評価としては、電波ばく露との因果関係について確かな科学的証拠は現時点で発見されていないものと認識しています。</p> <p>本検討会では、「電磁過敏症」に関して、電磁界の人体への影響について客観的・科学的に実態を捉え、確かな科学的根拠のあるデータを、関係者に広く提示していく努力を続けていくことが必要であると考えています。検討会では、今後とも、最新の科学的知見の収集等により、生体電磁環境に関する検討を継続していきます。</p>
2	<p>電磁波過敏症を認めてください。 検討会構成員が中立公正にしてください。</p> <p>私は電磁波過敏症（以下、HES と略す）です。 ある日突然、電源が入った携帯を耳に当てると頭痛がするようになりました。 携帯の電源を切ったら頭痛はありません。 また、Wi-Fi のルーターに近づくと酷い頭痛がします。 これも電源を落とすと頭痛がなくなります。</p> <p>先日、自宅に入って急にめまいがして何度も転倒しました。 後でわかったことですが、電気検針メーターが無線通信機能がついたスマートメーターに交換されていました。 電力会社に連絡し、スマートメーターから元のアナログメーターに交換（自宅、両隣の家）を交換しても</p>	<p>「電磁過敏症」についての検討会の現時点の考え方は、第一次報告書（案）に記載の通りです。</p> <p>「電磁過敏症」については、症状が確かに存在すること、ただし電磁波ばく露と結びつける科学的根拠がないこと等が WHO のファクトシートで明示されており、本検討会としても同様の見解です。電磁過敏症の治療に当たっては、同ファクトシートに記載のとおり、医療専門家等と協力して症状の軽減を行うことが適切と考えられます。</p> <p>本検討会では、「電磁過敏症」に関して、電磁界の人体への影響について客観的・科学的に実態を捉え、確かな科学的根拠のあるデータを、関係者に広く提示していく努力を続けていくことが</p>

<p>らい、 めまいは治まりました。 私が体験した状況はブラインドテストと同じではないでしょうか？</p> <p>第一次報告書（案）では「HES の症状を電磁界ばく露と結びつける化学的根拠はありません。」と書かれています、 実際にスマートメーターの電磁波によって健康被害が起きています。 この件に関して消費者センターに報告済です。</p> <p>また、検討会構成員が中立公正ではありません。 23 名中、総務省の研究と電波産業会の研究に関わった人が 8 名います。 中でも座長である大久保千代次氏は「電磁波過敏症はノセボ効果が大きい」と公言する人物です。</p> <p>大久保氏 宇川氏 山口氏 名川氏 宮越氏 多氣氏 野島氏 藤原氏</p> <p>利益相反の点から問題があります。 電磁波による健康影響の可能性ありと考えている研究者や、電磁波に詳しい市民団体、私のような電磁波による被害者等も、 本来ならメンバーに加えるべきです。</p>	<p>必要であると考えています。検討会では、今後とも、最新の科学的知見の収集等により、生体電磁環境に関する検討を継続していきます。</p> <p>なお、検討会構成員については、医学、工学、消費者など、幅広い観点から生体電磁環境に関わる有識者に参画して頂いており、検討会の目的等に照らして中立公正な検討が可能な体制であると考えます。</p> <p>また、我が国の電波防護に係る規制値は、国際ガイドライン（ICNIRP ガイドライン）と同等のものであり、今後とも、電波防護指針に基づき、最新の科学的知見を根拠とした、国際的なリスク評価と調和した人体防護に関する規制を維持することが適当であると考えます。</p>
--	---

	<p>電磁波対策先進国のスウェーデン、デンマークでは HES は認知され公的保護の対象になっています。日本全域が強い電磁波に包まれることで、すでに HES を発症する人は重症化し、また新たな HES が増えるのではと危惧しています。</p> <p>重度の HES 患者は働くことができず、個人的な経済的損失だけでなく、将来的に生活保護に陥るリスクを有するなど、社会にとっても大きな損失になります。</p> <p>電磁波はすべての人にとって安全なものではなく、体調体質によっては耐えられない、個別の配慮がいるものだと いうことを社会で共有すべきです。 欧州並みに電磁波の規制値を厳しくしてください。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
3	<p>私たちの住んでいる住宅の目の前に KDDI (au) の携帯基地局が、住民に何の説明もなく知らない間に設置されてしまいました。基地局が発する電磁波による健康被害についての説明会を住民の方から KDDI に依頼し開催しましたが納得のいくような回答は得られませんでした。私たちは独自に勉強会を重ね学習をしてまいりましたが健康被害についての不安がつるばかりです。何度も KDDI に撤去を求める意見書を提出しておりますが、「健康被害などの意見は聞いておりません」の一方的な回答ばかりです。国が示す電磁波の発射量は他国に比べて非常に高いものと聞いております。私たちの住んでいるこの町は自然に囲まれ、緑豊かな住宅地です。その自然を目に見えない電磁波で壊されず、健康被害の心配のない、今まで通りの生活が維持できるよう KDDI の携帯基地局が撤去されることを願うばかりです</p> <p style="text-align: center;">【携帯基地局設置に不安を持つ大和住民のグループ】</p>	<p>電波の人体への影響に関する検討会の現時点の見解は、第一次報告書(案)に記載の通りです。検討会では、今後とも、最新の科学的知見の収集等により、生体電磁環境に関する検討を継続していきます。</p> <p>なお、我が国の電波防護に係る規制は、国際ガイドライン (ICNIRP ガイドライン) と同等のものであり、他国に比べて非常に高いものではないと考えます。</p> <p>また、総務省は、携帯電話等事業者に対し、基地局を開設する際には、当該基地局が国の安全基準に係る規制を遵守するものであることなどについて地域住民の方々への説明を行うよう、要請をしております。</p>

4	<p>この「生体電磁環境に関する検討会」の報告書には、今最も関心が持たれている「携帯基地局の周辺での健康被害の問題」の調査および検討に関する記述が全くありません。</p> <p>例えば、沖縄県那覇市でマンションの屋上に基地局設置後、多数の住民に健康被害が発生したが、基地局撤去後には症状が改善したことが住民である新城哲治医師夫妻により論文（Umwelt Medizin Gesellschaft 2014;27(4):294-301）として報告されています。また、宮崎県延岡市大貫地区では三階建てマンションの屋上の基地局設置後、周辺住民が次々と耳鳴り・頭鳴り・睡眠障害・鼻からの出血を訴えるようになったため、健康被害が生じていることを理由として基地局撤去を求める電磁波訴訟が提起されています。また、基地局周辺の健康被害として、耳鳴り・頭鳴りを訴える住民が多いですが、携帯基地局が発するようなパルス状の信号波形を持つ電磁波は微弱な強度であっても耳鳴りを生ずることがマイクロ波ヒアリング効果として知られています。</p> <p>このような微弱な電磁波による健康被害は、電磁波の非熱効果と呼ばれていますが、本報告書では熱作用と刺激作用以外の人体影響の可能性（非熱作用の可能性）には科学的根拠が認められないとしています。そして、政府に対して「政府は、電磁界の健康影響の可能性に関する情報を、EHS（電磁波過敏症）の人々、医療専門家、雇用主に向けて、バランスよく、適切に提供すべきです。このような情報の中には、EHSと電磁界ばく露との結びつきに関する科学的根拠は現在、存在しないという明確な声明を含めるべきです。」という提言をしています。</p> <p>しかし、基地局周辺では実際に健康被害が発生し、多くの人々が基地局周辺の自宅及び職場で過ごすことができないほどの苦しみや体調不良を訴えています。また携帯電話および基地局等の電磁波の健康被害や条例に関する問題が多くの自治体で取り上げられています。</p> <p>本検討会の目的は「国民が安心して安全に電波を利用できる社会を構築すること」です。本検討会は、基地局周辺での健康被害の多発という電磁波の危険性の報告に注目し、住民にとって問題となる基地局の撤去・移設など健康被害の解消策を政府に積極的に提言しつつ、今後の電波の広範な用途のために電波の安全な使用基準を調査検討すべきではないのでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>電波の人体への影響に関する検討会の現時点の見解は、第一次報告書（案）に記載の通りです。検討会では、今後とも、最新の科学的知見の収集等により、生体電磁環境に関する検討を継続していきます。</p> <p>なお、マイクロ波ヒアリング効果については、これまでの研究により熱弾性波に基づく発生メカニズムが確立されており、ICNIRP ガイドラインで基準値が設定されています。携帯電話基地局からの電波はこの基準値より十分に低く、それによりマイクロ波ヒアリング効果が発生することはないと考えられます。</p> <p>また、総務省は、携帯電話等事業者に対し、基地局を開設する際には、当該基地局が国の安全基準に係る規制を遵守するものであることなどについて地域住民の方々への説明を行うよう、要請をしております。</p>
---	--	--



<p>5</p>	<p>私は化学物質過敏症研究者で電磁波過敏症も研究しております。</p> <p>電磁波過敏症の扱いがとても小さくまた否定的に感じる文章に患者を知る者としては「総務省は痛い、苦しいと言う人の声に耳を貸さないのだろうか？」と疑問に思います。確かに科学的、医学的には解明されておりましたが who はその存在を認めております。存在する事を前提に検討して頂きたいと思います。</p> <p>もう1つは要綱とは外れておりますが座長が大久保千代次氏という事であり「電磁波過敏症はノセボ効果である」と宮崎の新聞インタビューで発言しており電磁波過敏症患者としては侮辱に等しい発言をされた方で電磁波情報センター職員11人中5人が電力会社からの出向という事も患者には疑念が湧く所であります。</p> <p>偏った思想の持主が座長では電磁波過敏症患者にとって全て出気レースではないか？という疑念が払しょくされず報告書に対して大いに反発を受ける事となります。</p> <p>今回は仕方ないとしても次回は座長から降りて頂きたいと私及び電磁波過敏症患者の声として代弁させていただきます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>「電磁過敏症」についての検討会の現時点の考え方は、第一次報告書（案）に記載の通りです。</p> <p>「電磁過敏症」については、症状が確かに存在すること、ただし電磁波ばく露と結びつける科学的根拠がないこと等が WHO のファクトシートで明示されており、本検討会としても同様の見解です。電磁過敏症の治療に当たっては、同ファクトシートに記載のとおり、医療専門家等と協力して症状の軽減を行うことが適切と考えられます。</p> <p>本検討会では、「電磁過敏症」に関して、電磁界の人体への影響について客観的・科学的に実態を捉え、確かな科学的根拠のあるデータを、関係者に広く提示していく努力を続けていくことが必要であると考えています。検討会では、今後とも、最新の科学的知見の収集等により、生体電磁環境に関する検討を継続していきます。</p> <p>なお、検討会構成員については、医学、工学、消費者など、幅広い観点から生体電磁環境に関わる有識者に参画して頂いており、検討会の目的等に照らして中立公正な検討が可能な体制であると考えます。</p>
<p>6</p>	<p>電磁波過敏症との診断を受けて、現在、通院治療を受けております。</p> <p>私は電磁波過敏症の存在を知らず、電磁波が体に影響するか否かにも関心がありませんでした。</p> <p>しかしあまりにも妙なタイミングで喘息が発症するので普通の喘息ではないことを疑い始め、毎回、どういったタイミングで発症するのかに注意するようになりました。</p>	<p>「電磁過敏症」についての検討会の現時点の考え方は、第一次報告書（案）に記載の通りです。</p> <p>「電磁過敏症」については、症状が確かに存在すること、ただし電磁波ばく露と結びつける科学的根拠がないこと等が WHO のファクトシートで明示されており、本検討会としても同様の見解で</p>

<p>その結果、「まさかとは思いますが電磁波が関係しているのかもしれない」と気づき、治療をしてくれる病院を探して治療を開始し、医師の指導のもとあらゆる電磁波対策を行いましたところ、それまで何をしてもさっぱり良くならなかった喘息がどんどん回復してきました。</p> <p>面白いくらいに電磁波の暴露度合いと症状の出方が正比例します。</p> <p>心配すると余計に具合が悪くなったり、心因性の症状が起こりやすくなるので普段はなるべく考えずに過ごしていますので、症状が起きてから原因に気づくことも多いです。</p> <p>つまり、心因性で悪化することはあっても、電磁波過敏症そのものが心因性の病気ではないということです。</p> <p>原因に気付いていなくても、体が反応して症状が出ます。</p> <p>今後、スマートメーターなどの機器を含め、ありとあらゆる無線電波に囲まれる生活になり、またそれを拒否する選択もできなくなると、電磁波過敏症の患者は生きていけなくなってしまいます。</p> <p>また「電磁波過敏症」を否定する方々が多い世の中では身を守ることも難しいのが現状です。</p> <p>どうか、電磁波過敏症を病名認定して、世に認知して頂けますことを願っております。</p> <p>なお、 「検討会構成員」の方々が電磁波否定のお立場に偏っておられるように感じます。</p> <p>どうか、中立公正にして頂けますようお願いいたします。</p>	<p>す。電磁過敏症の治療に当たっては、同ファクトシートに記載のとおり、医療専門家等と協力して症状の軽減を行うことが適切と考えられます。</p> <p>本検討会では、「電磁過敏症」に関して、電磁界の人体への影響について客観的・科学的に実態を捉え、確かな科学的根拠のあるデータを、関係者に広く提示していく努力を続けていくことが必要であると考えています。今後とも、検討会において、最新の科学的知見の収集等により、生体電磁環境に関する検討を継続していきます。</p> <p>なお、検討会構成員については、医学、工学、消費者など、幅広い観点から生体電磁環境に関わる有識者に参画して頂いており、検討会の目的等に照らして中立公正な検討が可能な体制であると考えます。</p>
--	--

	<p>長文をお読み頂きまして、ありがとうございます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
7	<p>本報告書は、生体電磁環境に関する検討会について、「総務省では、安全かつ安心して電波を利用できる環境を整備するため、電波防護指針の評価・検証等を行ってきた」と述べ、また「電波指針値より弱いばく露において、熱作用・刺激作用以外の作用を示す科学的証拠は見つかっていない」とも述べています。</p> <p>しかし、従来の規制値よりも低い曝露環境での健康被害の多発により、電磁波と健康影響に関する世界的な評価は、電磁波の危険性を予防する方向に向かいつつあることは述べられていません。</p> <p>フランスでは、「携帯電話基地局の撤去を求める裁判」で、次々と勝訴判決が出ています。2009年2月4日にベルサイユ高等裁判所で出た判決は、元の判決に続き、住民側を勝訴とする画期的な判決です。2008年からこれまでに、フランスでは立て続けに4件の勝訴判決が出たことが報道されています。この中の1つは「建設前の差し止め判決」です。この判決は、フランス司法が予防原則を認め始めたことと関係します。</p> <p>2013年10月15日には、フランス食品環境労働衛生安全庁（ANSES）が「高周波電磁波と健康」専門家評価の更新版（Update of the “Radiofrequencies and health” expert appraisal）」を公表しました。高周波電磁波の影響を特に受けやすい人々のために、被曝を減らすよう勧告しています。</p> <p>これらの最新の情報は、生体電磁環境に関する世界の新たな動向が電磁波の予防原則の方向を向いていることを示唆しています。しかし、「生体電磁環境に関する検討会」の報告書では、このような重要な最新情報は事実であるにもかかわらず全く取り上げられておらず、『「用心のための原則」を現時点で、適用すべき状況ではない。』との結論を述べています。</p> <p>また、2011年5月の『携帯電話の電磁波に「発がん性の可能性あり」』というIARCの評価に対しては「定性的なものであり定量的なものではない」という検討会独自の解釈を付しています。</p> <p>日本でも各地で携帯基地局の周辺で多数の健康被害が発生し、訴訟が起こされている事実を考えると、本報告書の内容は「安全かつ安心して電波を利用できる環境を整備するため」の中立的な立場からまとめられているとは言えません。国民の健康が守られてこそ、電波利用による国の繁栄があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>電波の人体への影響に関する検討会の現時点の見解は、第一次報告書（案）に記載の通りです。また、「用心のための原則」（Precautionary Principle）については、国際的な動向も考慮した上で、現時点の考え方を取りまとめ、第一次報告書（案）に記載しております。検討会では、今後とも、最新の科学的知見の収集等により、生体電磁環境に関する検討を継続していきます。</p> <p>なお、IARCが実施した発がん性評価については、IARC自らが、公表文書”IARC Monographs volume 102”（IARCモノグラフ第102巻）の中で、定性的性質（ハザード）を評価するものであって、それを定量化（リスク）するものではない旨を明示しております。</p>

<p>8</p>	<p>私は化学物質過敏症と電磁波過敏症を患っています。 特に Wi-Fi とスマートメーターのマイクロ波に感受性が高く、頭痛やめまいの症状があります。 実際に電磁波で苦しんでいる患者として、電磁波過敏症を気のせいだとも思える内容に憤りを感じています。</p> <p>総務省は化学的に証明できない病気は気のせいだと切り捨てるのでしょうか。 WHO、スウェーデン、デンマークは電磁波過敏症の存在を認めており、 各欧州諸国は予防原則に則り、電磁波に対する基準が厳しく設定されています。 人体に影響のある電磁波の規制を強化してください。 このままでは電磁波過敏症の患者が増える一方です。</p> <p>電磁波過敏症に懐疑的な大久保氏が座長であることにも不満を感じています。 電磁波による健康影響の可能性を唱える研究者や、電磁波に詳しい市民団体、私のような電磁波過敏症患者も メンバーに加えるべきではないでしょうか。 ぜひ次回の報告会では構成員を公正にしていきたいです。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>「電磁過敏症」についての検討会の現時点の考え方は、第一次報告書（案）に記載の通りです。 「電磁過敏症」については、症状が確かに存在すること、ただし電磁波ばく露と結びつける科学的根拠がないこと等が WHO のファクトシートで明示されており、本検討会としても同様の見解です。電磁過敏症の治療に当たっては、同ファクトシートに記載のとおり、医療専門家等と協力して症状の軽減を行うことが適切と考えられます。</p> <p>本検討会では、「電磁過敏症」に関して、電磁界の人体への影響について客観的・科学的に実態を捉え、確かな科学的根拠のあるデータを、関係者に広く提示していく努力を続けていくことが必要であると考えています。検討会では、今後とも、最新の科学的知見の収集等により、生体電磁環境に関する検討を継続していきます。</p> <p>なお、我が国の電波防護に係る規制値は、国際ガイドライン（ICNIRP ガイドライン）と同等のものであり、今後とも、電波防護指針に基づき、最新の科学的知見を根拠とした、国際的なリスク評価と調和した人体防護に関する規制を維持することが適当であると考えます。</p> <p>また、検討会構成員については、医学、工学、消費者など、幅広い観点から生体電磁環境に関わる有識者に参画して頂いており、検討会の目的等に照らして中立公正な検討が可能な体制であると考えます。</p>
----------	---	---

<p>9</p>	<p>第2部 植込み型医療機器への影響に関して</p> <p>1. RFIDの920MHz帯機器に関して。</p> <p>現時点での総務省指針には、平成15～18年当時に実験された結果から、950MHz帯 RFID機器に関する対応が記載されています。特に950MHz帯、高出力、据置型のRFID機器に関しては、植込み型医療機器装着者の1m以内への接近を避けるように記載されており、装着者の行動範囲を制限するような処置がとられています。</p> <p>近年、周波数移行によりほとんどの950MHz帯 RFID機器は920MHz帯 RFID機器に変更になっていること、平成15～18年当時より双方の技術が進歩していると考えられることから、早急に920MHz帯のRFID機器と、植込み型医療機器の干渉試験を実施し、現在の総務省指針の妥当性を確認することをお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【(一社)日本自動認識システム協会】</p>	<p>1. について</p> <p>御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、第一次報告書(案)においては、医療機器への影響調査について、総務省に対して、電波利用の進展及び医療機器の開発動向等にあわせた継続的な調査を実施することを提言しています。</p>
	<p>2. 無線機器の種類により、対応が異なります。</p> <p>280cmでレベル2の影響が出たEASでは、植込み型医療機器装着者は、「周囲で立ち止まったり、寄りかかったりしないこと、またゲートでは立ち止まらずに真っ直ぐ通り過ぎること」と、総務省指針では記載されています。75cmでレベル2の影響が出た950MHz帯 RFID機器の高出力、据置型では、ハートマークの表示とともに、「植込み型医療機器装着者は1m以内に近づかないこと」と、総務省指針に記載されています。</p> <p>同様な影響が出ている無線機器に対して、その種類や形態により対応方法が異なることは、植込み型医療機器装着者に不要な混乱を与えることとなります。また、同様な影響であるにもかかわらず、RFID機器のみ植込み型医療機器装着者の行動範囲を制限するような処置にもなります。</p> <p>RFID機器もEAS機器も同じ表示(現行のマーク)を行い、「周囲で立ち止まったり、寄りかかったりしないこと、また機器の付近では立ち止まらずに真っ直ぐ通り過ぎること」と、双方同様な対応にすることが望ましいと考えます。 ご検討をよろしくお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">【(一社)日本自動認識システム協会】</p>	<p>2. について</p> <p>総務省植込み型指針においては、影響調査において影響が発生した距離とレベルだけでなく、電波利用機器の用途・利用形態等も含め、関係する情報を総合的に考慮した上で、機器毎に影響防止のための指針を定めています。そのため、距離とレベルが同様の影響であっても、異なる指針が示される場合はあるものと考えます。</p>

10	<p>第一 意見の要旨</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「生体電磁環境に関する検討会」（以下「当検討会」と言う）は、利益相反への配慮がなく、かつ、人選が偏っていることから、「現行の電波防護指針は妥当」との結論ありきの検討会だと言うことができる。</li> <li>・携帯電話のヘビーユーザーにおける神経膠腫と聴神経腫のリスク増加について、「生体電磁環境に関する検討会 第一次報告書（案）」（以下「報告書（案）」と言う）は不当に低く評価している。</li> <li>・電磁波について、予防原則（Precautionary Principle）等に基づく施策を早急に導入する必要がある。電磁波のリスクは科学的に不確実だが「潜在的に重大になり得るもの」なので。</li> <li>・報告書（案）が示す電磁波過敏症についての考え方は、誤りである。「二重ブラインド法」による曝露実験は問題がある実験方法であり、又、検討会は電磁波過敏症の臨床に携わる医師等について調査していない。</li> <li>・報告書（案）の「電波防護指針を適用することで、電波の安全な利用が担保される」という結論は、誤りである。被害の訴えについて調査していないので。</li> <li>・報告書（案）が示すリスク・コミュニケーションは、真の意味のそれではない。「電波の利用の促進」を所掌事務とする総務省から独立した環境で、すべての利害関係者が参加するリスク・コミュニケーションを行うべき。</li> <li>・報告書（案）の「携帯電話事業者は、現在でも開設の際に必要な情報を周辺住民に説明している」との記載は実態と乖離しており、そのように記載した根拠を示すべき。</li> <li>・公共交通機関等での携帯電話等のルール設定については、総務省植込み型指針よりも、利用者の声を最も重視して検討すべき。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【電磁波問題市民研究会】</p>	<p>第一について</p> <p>以下、個別の御意見について、それぞれ回答します。</p>
----	---	---

<p>第二 意見の内容</p> <p>一 当検討会の構成について</p> <p>当検討会は、「現行の電波防護指針は妥当」という結論ありきの検討会である。それは、構成員についての以下の問題点から明らかである。</p> <p>(1) 過去に利益相反を指摘された者が構成員になっている<sup>1</sup>。その他の構成員についても利益相反に係る情報が示されていない。</p> <p>(2) 電磁波による健康障害を訴える患者、及びその診察・治療を行っている医師が参加していない。</p> <p>(3) 電磁波に悩む市民を支援する団体から参加していない。</p> <p>かかる検討会による報告書(案)は正当なものではあり得ない。この報告書をもとに行政が政策を遂行し、業界が電波利用をさらに促進することにより、市民の健康及び生命に危害が及ぶおそれがあり、社会正義に著しく反する。</p> <p><sup>1</sup> 宇川義一、大久保千代次、名川弘一、宮越順二、多氣昌生、野島俊雄、藤原修各構成員は、電波産業会(もしくはNTTドコモ)の研究に関わったことがある。<a href="http://denjiha.org/?page_id=9697">http://denjiha.org/?page_id=9697</a></p> <p style="text-align: right;">【電磁波問題市民研究会】</p>	<p>第二の一について</p> <p>検討会構成員については、医学、工学、消費者など、幅広い観点から生体電磁環境に関わる有識者に参画して頂いており、検討会の目的等に照らして中立公正な検討が可能な体制であると考えます。</p>
--	--

<p>二「第1部 電波の人体への影響について」について</p> <p>1「3.1.2. 無線周波(RF)電磁界の健康影響(1)腫瘍性疾患」について</p> <p>報告書(案)は「これまでの疫学研究においては、携帯電話のヘビーユーザーにおける神経膠腫と聴神経腫のリスク増加に関する懸念が示されていた。しかし、最近のコホート研究と経時的発生傾向に関する研究に基づくと、神経膠腫に関する証拠の確からしさはより限定的なものとなってきている。なお、聴神経腫との関連の可能性については、注目すべき研究の進展は見られていない」と述べている。</p> <p>しかし、報告書(案)の「参考資料4」に紹介されている疫学研究(ここで述べている「最近の…研究」より新しい研究も含む)は、携帯電話の長期又は長時間ユーザーにおいて各種脳腫瘍のリスクが上昇するという結果が多い。</p> <p>このことから、報告書(案)は、リスクを不当に低く評価していると言える。</p> <p>なお、報告書(案)は「近年の動物実験による結果では…ほとんどの研究においてRF電磁界ばく露と脳腫瘍との関連性が認められていない」「細胞研究においては…ほとんどの研究結果において、国際ガイドラインの許容値以下のRF電磁界ばく露においては、影響は観察されないとの結論が導出されている」とも述べているが、ヒトへの影響の評価において、動物実験及び細胞研究よりも疫学研究が優先されることは、言うまでもない。</p> <p style="text-align: right;">【電磁波問題市民研究会】</p>	<p>二の1について</p> <p>電波の人体への影響に関する検討会の現時点の見解は、第一次報告書(案)に記載の通りです。</p> <p>本検討会としては、近年の疫学的研究の結果について、参考資料4に記載された最近報告された研究も含めて検討した結果、「科学的証拠としての確からしさは依然として限定的なものである。」とし、腫瘍性疾患に関して「最近のコホート研究と経時的発生傾向に関する研究に基づくと、神経膠腫に関する証拠の確からしさはより限定的なものとなってきている。なお、聴神経腫との関連の可能性については、注目すべき研究の進展は見られていない。」との見解を示しています。</p> <p>検討会では、今後とも、最新の科学的知見の収集等により、生体電磁環境に関する検討を継続していきます。</p>
<p>2「4.2. 「用心のための取組」に関する考え方」について</p> <p>ALARA、Precautionary Principle(一般的な表現では、予防原則。報告書(案)の表現では「用心のための原則」)、及び Prudent Avoidance「慎重なる回避」の3点について、報告書(案)は、「用心のための取組」と一括りにし、これらを「適用すべき状況ではないと判断する」と述べている。その理由として、以下の5点を挙げている。</p> <p>(1)WHO 国際電磁界プロジェクトが2000年に公表した「用心のための政策」</p> <p>(2)WHO 国際電磁界プロジェクトが2007年に公表した低周波磁界についての環境保健基準(EHC)</p> <p>(3)欧州委員会が2001年に公表した報告書</p> <p>(4)平成19年に公表された「生体電磁環境研究推進委員会」の報告書</p> <p>(5)「最新の研究においても、長期的影響の存在について新たな科学的証拠は得られていない」</p> <p>これらのうち、まず(5)についてだが、報告書(案)にも書かれている通り、「一定の不確実性を持つ</p>	<p>二の2について</p> <p>「用心のための原則」(Precautionary Principle)に関する検討会の現時点の見解は、第一次報告書(案)に記載の通りです。</p> <p>検討会では、ご指摘の(1)(2)(3)(4)に加え、最新の国内外の研究結果等を分析した結果、現時点では依然として「用心のための取組」を採用すべきほどの科学的証拠は蓄積されていないものと考えております。</p> <p>WHOの超低周波磁界についてのEHCでは、「ELF磁界へのばく露と小児白血病との相関の限定的</p>



<p>スクについて、どのように管理をするかという「大きな課題」に向き合うために、上記「用心のための取組」が国際的に検討されているのであって、「新たな科学的証拠は得られていない」ことをもって、「用心のための取組」を否定することは、自己矛盾である。</p> <p>また(2)のEHCは「被曝を低減するためにはごくわずかなコストで済む予防的措置を講じることが合理的であり、正当なことである。(1.1.12 防護手段)」と明記しており、予防的措置に対するEHCの態度は、あくまでも肯定的なものである。それなのに、報告書(案)は「もし指針を補足するために用心のための方策を考慮する場合であっても、科学に基づくガイドラインを損なうことがないような方法で適用されるべきである」と述べ、あたかもEHCの態度が否定的であるかのように、歪曲して表現している。</p> <p>また、(1)(2)(3)(4)が根拠になるのであれば、そもそも当検討会を設置する意味がない。</p> <p>携帯電話の長期使用によって脳腫瘍のリスクが上昇することを示す研究が、近年相次いで発表された。報告書(案)の参考資料が示している以外にも、スウェーデンの研究者が25年超の携帯電話の使用で神経膠腫3.0倍のリスクを見いだした2。これらの研究結果は、国際がん研究機関がRF電磁界を「グループ2B (Possibly carcinogenic to humans)」へ分類した際に重視したインターフォン研究結果を補強するものである。</p> <p>今、子どもたちも含めて多くの市民が携帯電話を使用しており、携帯電話の「長期使用」者は、将来にわたって膨大な人数となっていく。したがって、電磁波のリスクは科学的に不確実性だが「潜在的に重大になり得るもの」に該当することは明らかであり、Precautionary Principle 等に基づく施策を早急に導入する必要がある。</p> <p>2 Hardell L, Carlberg M(2014) Mobile phone and cordless phone use and the risk for glioma - Analysis of pooled case-control studies in Sweden, 1997-2003 and 2007-2009. Pathophysiology</p> <p>【電磁波問題市民研究会】</p>	<p>な証拠がある」ため、「プレコーシヨンのアプローチの使用が是認される」としている一方で、「ばく露ガイドラインの限度値を、プレコーシヨンの名の下に恣意的なレベルに引き下げることが勧告されない。そのような行為は、限度値が依拠する科学的基礎を損ない、また高価で必ずしも有効でない防護策となるであろう。」としています。これは本検討会での、無線周波数電磁界に対する用心のための取組の適用についての考え方と同様のものです。</p> <p>なお、本報告書(案)においては、近年の疫学的研究の結果について、最近報告されたものも含め、「科学的証拠としての確からしきは依然として限定的なものである。」とし、腫瘍性疾患に関して「最近のコホート研究と経時的発生傾向に関する研究に基づくと、神経膠腫に関する証拠の確からしきはより限定的なものとなってきた。なお、聴神経腫との関連の可能性については、注目すべき研究の進展は見られていない。」との見解を示しています。</p> <p>検討会では、今後とも、最新の科学的知見の収集等により、生体電磁環境に関する検討を継続していきます。</p>
---	--

### 3 「4.3. いわゆる「電磁過敏症」についての考え方」について

報告書（案）は、電磁波過敏症（報告書（案）の表現では「電磁過敏症」）について「電波の健康リスク管理において考慮すべき状況にはないと判断する」と述べ、その理由として、「第3章で確認した最新の研究結果」等を示している。

第3章では「短期的（数分から数時間）ばく露に関連する症状に関しては、これまでに数多く実施されたヒトを対象とした二重ブラインド法実験の結果により、症状発症とRF電磁界に因果関係はないとの結論が強力に裏付けられている」等と述べている。

しかし、これまでに行われた「二重ブラインド法」による曝露実験は問題がある実験手法であり、これらの結果をもって電磁波過敏症を否定することはできない。その主な問題点は、以下の通りである。

(1) 電磁波過敏症の発症者と、発症したと思っ込んでいるだけの者とを区別していない

(2) 発症者の体調や、実験時のストレスにより、電磁波被曝時と非被曝時との違いが明確に出ないおそれがある

(3) 被曝と症状出現にタイムラグがある発症者もいる

電磁波過敏症と同様の病気である化学物質過敏症についても、「二重ブラインド法」による結果は必ずしも明確でなかった実験も多くあるが、それでも、今日、日本も含め世界的に化学物質過敏症の存在が認められている方向にある。

そもそも、電磁波過敏症の臨床に携わる医師や、発症者、支援団体から何の調査もせずに、電磁波過敏症と電磁波曝露の因果関係を否定する報告書（案）は、正当なものではあり得ない。

報告書（案）は、「電磁過敏症」を訴える人に対しては、臨床的に不安、苦しみを取り除く対応が必要である。そのため、これらの人の不安を取り除くことができるよう、電磁界の人体への影響について客観的・科学的に実態を捉え、確かな科学的根拠のあるデータを、関係者に広く提示していく努力を続けていくことが必要であると考えられる」と述べているが、電磁波過敏症の原因が「不安」であることを決めつけるこの報告書（案）こそが、発症者の「不安、苦しみ」を増長させるものである。

以上により、報告書（案）の記載は誤りである。

【電磁波問題市民研究会】

### 二の3について

「電磁過敏症」についての検討会の現時点の考え方は、第一次報告書（案）に記載の通りであり、「電磁過敏症」に関して、電磁界の人体への影響について客観的・科学的に実態を捉え、確かな科学的根拠のあるデータを、関係者に広く提示していく努力を続けていくことが必要であると考えています。

また、「二重ブラインド法」によるばく露実験に関する現時点の評価は、第一次報告書（案）に記載の通りです。検討会の見解としては、実験手法に問題があるものとは認識しておりませんが、今後とも、国内外の実験結果を収集し、リスク評価に適切に反映していきます。検討会構成員については、医学、工学、消費者など、幅広い観点から生体電磁環境に関わる有識者に参画して頂いており、検討会の目的等に照らして中立公正な検討が可能な体制であると考えます。

今後とも、最新の科学的知見の収集等により、生体電磁環境に関する検討を継続していきます。

<p>4 「4.4. 電波防護指針の妥当性に関する評価（リスク管理の在り方）」について</p> <p>報告書（案）は、「電波防護指針を適用することで、電波の安全な利用が担保される」と述べる。</p> <p>しかし、宮崎県延岡市で携帯電話基地局周辺の大勢の住民が健康被害を訴え基地局操業差し止めを求める裁判を提起したことをはじめ、「電波防護指針」に満たない強さの高周波電磁波による健康被害の訴えが各地で相次いでいる。</p> <p>化学物質過敏症、電磁波過敏症の臨床に長年携わってきた宮田幹夫・北里大学名誉教授は「医学は後付けの学問」とおっしゃる。まず、患者からの訴えから始まり、それを治療する、そのために研究をする一のものであって、その逆ではない。研究者は、動物実験をする前に、まず延岡市などへ向かうべきである。症状を訴える人々について何の調査もしない報告書（案）は、正当なものではあり得ない。</p> <p style="text-align: right;">【電磁波問題市民研究会】</p>	<p>二の4について</p> <p>「電磁過敏症」及びリスク管理の在り方に関する検討会の現時点の見解は、第一次報告書（案）に記載の通りです。「電磁過敏症」に関しては、電磁界の人体への影響について客観的・科学的に実態を捉え、確かな科学的根拠のあるデータを、関係者に広く提示していく努力を続けていくことが必要であると考えています。</p> <p>検討会では、今後とも、最新の科学的知見の収集等により、生体電磁環境に関する検討を継続していきます。</p>
<p>5 「5.2. 電波の安全性に関するリスク・コミュニケーション」について</p> <p>報告書（案）は、「国民からの不安の声は依然として一定程度存在する。この対応においては、行政から国民への一方向の情報提供を行うだけでなく、国民との間での対話（リスク・コミュニケーション）を促進することが重要である。このようなきめ細やかな対応を行うことにより、電波の影響についての正しい理解が広がり、人体防護に関する施策の信頼感を高めることができると考えられる」と述べている。</p> <p>これは要するに「無知な国民に行政が正しい情報を教えてやる」ことがリスク・コミュニケーションだと述べているのに等しい。従来の総務省（又は総務省から受託された団体）がこれまで実施してきた「行政から国民への一方向の情報提供」ではない「対話」の中身とえば、せいぜい、講演会で「質疑応答」を行う程度である（しかも、主催者側があらかじめ選んだ質問にしか答えないこともある）。このような行為は、本来の意味のリスク・コミュニケーションから、かけ離れたものである。</p> <p>WHOは超低周波電磁界の環境保健基準で「国の関係省庁は、すべての利害関係者にとって納得のいく政策決定ができるように、有効で開かれたコミュニケーションのための戦略を採用すべきである。（13.5.1 勧告）」と述べている。つまり、当検討会のような偏った人選ではなく、すべての利害関係者のコミュニケーションによって政策を決定していくことが、真のリスク・コミュニケーションである。</p> <p>報告書（案）は、たびたびWHOの刊行物から引用し、これらを踏まえているかのような体裁をとっている。しかし、報告書（案）がWHOを引用するのは、「電波の利用の促進」という総務省の所掌事務の推</p>	<p>二の5について</p> <p>リスク・コミュニケーションに関する検討会の現時点の見解は、第一次報告書（案）に記載の通りです。検討会では、今後とも、最新の科学的知見の収集等により、生体電磁環境に関する検討を継続していきます。</p> <p>検討会構成員については、医学、工学、消費者など、幅広い観点から生体電磁環境に関わる有識者に参画して頂いており、検討会の目的等に照らして中立公正な検討が可能な体制であると考えます。</p>

	<p>進に有利なポイントのみであり、不利なポイントについて報告書（案）は、このように歪曲するのである（前述のEHCの予防的措置に対する姿勢も然りである）。</p> <p>リスク・コミュニケーションは、すべての利害関係者（発症者、支援団体も含む）の参加により、総務省から独立した環境で実施されるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【電磁波問題市民研究会】</p>	
	<p>6 「5.3. 関係者の果たすべき役割（2）電波を利用する事業者・電波利用機器メーカーの役割」について</p> <p>報告書（案）は、「携帯電話基地局に関する情報について、携帯電話事業者は、現在でも開設の際に必要な情報を周辺住民に説明しているところであるが、引き続きこの取組を継続することが重要である」と述べている。</p> <p>当会には、「ある日気付いたら、近所に基地局が突然建てられた」という相談が多く寄せられており、この記述は現実から乖離している。報告書案は、「開設の際に必要な情報を周辺住民に説明している」と述べた根拠を示すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【電磁波問題市民研究会】</p>	<p>二の6について</p> <p>総務省は、携帯電話等事業者に対し、基地局を開設する際には、当該基地局が国の安全基準に係る規制を遵守するものであることなどについて地域住民の方々への説明を行うよう要請しております。携帯電話等事業者においてはこの要請を踏まえ適切な対応を行っているものと認識しております。</p>
	<p>三「第2部 電波の植込み型医療機器等への影響について」について</p> <p>1 「1.5. 第二世代携帯電話サービスの終了を踏まえた総務省植込み型指針の改正（3）改正後の状況」について</p> <p>報告書（案）は、「公共交通機関等での携帯電話等のルール設定については、各機関等において個別の状況等を総合考慮して定められるものであるが、その検討に際しては、最新の総務省植込み型指針が参考とされることが期待される」と述べている。</p> <p>総務省の指針は、植込み型医療機器への影響のみを検討しており、電磁波によるその他の健康影響や、電磁波過敏症、マナー等の問題を含めて、利用者の声を最も重視して検討すべきである。</p> <p style="text-align: right;">以上 【電磁波問題市民研究会】</p>	<p>三について</p> <p>第一次報告書（案）に記載の通り、公共交通機関等における携帯電話等のルール設定については、各機関等において個別の状況等を総合考慮して定められるものです。このうち、植込み型医療機器への影響に関しては、最新の総務省植込み型指針を参考とされることが期待される旨を報告書で提言しておりますが、マナーの問題等、他の状況をどのように考慮してルールを定めるべきかについては、各交通機関等で判断すべき問題と考えます。</p>
11	<p>まず、検討会に電磁波擁護派の人と、理解のない人たちだけでなく、電磁波を問題視する市民グループの人も加えて下さい。公正さを欠きます。</p>	<p>検討会構成員については、医学、工学、消費者など、幅広い観点から生体電磁環境に関わる有識者に参画して頂いており、検討会の目的等に照ら</p>

	<p>どんな公害問題も、症状が優先して現れます。そして、特に電磁波のように周波数や強度が色々だったり、人体を取り囲む色々な障害物によって吸収量も異なってくるものは、毒薬のように分かりやすく人体への影響の数値が現れるものではありません。だからこそ、「予防原則」が大事なのです。ましてや、携帯電話の端末・基地局、高圧送電線、オール電化、スマートメーター等によって具合が悪くなる人が相当数いる訳ですから、ちゃんとした疫学調査をやるべきです。</p> <p>原発の再稼働からもわかるように、日本は本質的な物事に対する反省のない国です。国民の健康よりも経済効率が優先されます。電磁波過敏症の人は、例えば携帯電話基地局のない地域を探して避難したりしていますが、そこにも強制的に基地局を建てるなどの暴挙が行われています。基地局が機能しない事が多々ある事は、過去の大災害などからも明らかなのですが。</p> <p>電磁波過敏症の方に対しては、世界で一番進んでいる政策を採っている国（スウェーデン等）を参考に對処してもらいたいものです。弱者がどう扱われるかでその国の文化的レベルが決まると言います。</p> <p>「もっと便利に」を追いかけるのではなく、大企業の言いなりになるのではなく、苦しんでいる人や、その問題を啓発しようと手弁当でやっている人たちに真摯に向き合ってください。ないがしろにした事は、いずれ自分たちに跳ね返ってきます。</p> <p>とにかくにも、電磁波を問題視している市民団体や、被害に苦しんでいる人たち等と、たくさん会合を開いて下さい。もっと国民の健康を大事にできる案がいっぱい出てくるはずですよ。とにかく、反対意見を持つ人たちとの話し合いです。</p> <p style="text-align: right;">【不明】</p>	<p>して中立公正な検討が可能な体制であると考えます。</p> <p>また、「電磁過敏症」についての検討会の現時点の考え方は、第一次報告書（案）に記載の通りであり、「電磁過敏症」に関して、電磁界の人体への影響について客観的・科学的に実態を捉え、確かな科学的根拠のあるデータを、関係者に広く提示していく努力を続けていくことが必要であると考えています。検討会では、今後とも、最新の科学的知見の収集等により、生体電磁環境に関する検討を継続していきます。</p> <p>なお、総務省では、「電波の安全性に関する説明会」等により、対話を行うリスク・コミュニケーション施策を行っています。本報告書（案）においても、リスク・コミュニケーションに関して、情報共有の重要性等について提言をしております。</p>
12	<p>高周波領域の電磁波の健康影響について、携帯電話普及後の頭部の悪性新生物の発生率を、それ以前と比較することによる疫学評価を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>電波の人体への影響に関する検討会の現時点の見解は、第一次報告書（案）に記載の通りです。検討会では、今後とも、最新の科学的知見の収集等により、生体電磁環境に関する検討を継続していきます。</p>